



担 当	需給調整事業部需給調整事業第一課
	課長 松下金夫
	課長補佐 安藤由之
	電話 052-219-5514

## 労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

愛知労働局長（新宅 友穂）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第14条第2項及び同法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

### 記

第1 被処分労働者派遣事業主  
別添の一覧表に記載のとおり

第2 処分内容

(1) 一般労働者派遣事業主

労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令

（労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり）

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

（労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり）

(2) 特定労働者派遣事業主

労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令

（労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり）

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

（労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり）

第3 処分理由

別添の一覧表に記載する派遣元事業主は、労働者派遣法第23条第1項において、提出しなければならないとされている事業報告書及び収支決算書について、労働者派遣法施行規則第17条に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出せず、労働者派遣法の規定に違反したと見られること。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

全ての労働者派遣事業について、労働者派遣法第23条第1項の事業報告書及び収支決算書が提出されるまでの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

労働者派遣法第23条第1項の事業報告書及び収支決算書について、提出すること。

(参 考)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)(抄)

(許可の取消し等)

第14条

- 2 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業廃止命令等)

第21条

- 2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律(次章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業報告等)

第23条

- 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主(以下「派遣元事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(改善命令等)

第49条

- 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条

- この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号)(抄)

(事業報告書及び収支決算書)

第17条

- 法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主(以下単に「派遣元事業主」という。)は、毎事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、派遣元事業主が当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を提出したときは、収支決算書を提出することを要しない。

- 2 前項の事業報告書及び収支決算書は、それぞれ労働者派遣事業報告書(様式第十一号及び様式第十一号の二)及び労働者派遣事業収支決算書(様式第十二号)のとおりとする。

- 3 第一項の事業報告書及び収支決算書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限とする。

- 一 労働者派遣事業報告書(様式第十一号) 毎事業年度経過後一月が経過する日
- 二 労働者派遣事業報告書(様式第十一号の二) 毎年六月三十日
- 三 労働者派遣事業収支決算書(様式第十二号) 毎事業年度経過後三月が経過する日

第55条

- 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第14条第2項の規定による命令
- 二 法第21条第2項の規定による命令
- 四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令



【別添】(特定)

## 対象となる特定労働者派遣事業主一覧表

労働局名:愛知

① 番号	② 届出受理番号	③ 派遣元事業主の名称	④ 代表者の職氏名
1	特23-010023	有限会社 アイチビデオサービス	阿部 侃
2	特23-020162	三菱警備保障 株式会社	富田 三雄
3	特23-020436	株式会社 メディオコミュニケーションズ	鈴木 昌平
4	特23-110042	ロイド 有限会社	永坂 武城
5	特23-300360	有限会社 多和田運輸	多和田 善信
6	特23-300409	株式会社 コウエイ	日下 務
7	特23-300613	有限会社 Mサポート	大橋 健一
8	特23-300927	有限会社 イエロースタッフ	鈴木 光
9	特23-300977	株式会社 ネットスタッフ	野村 芳樹
10	特23-301212	株式会社 法楽	大島 誠
11	特23-301391	有限会社 ハルズコーポレーション	穂坂 善一郎
12	特23-301579	有限会社 セリオ	水原 完士
13	特23-301992	株式会社 龍美総業	山田 龍浩
14	特23-302188	勝和 株式会社	古市 毅
15	特23-302253	株式会社 ナイスター	草薙 憲孝
16	特23-302564	エステイ 運輸 株式会社	永井 匡
17	特23-302679	吉田 英之 (トエコサービス)	吉田 英之
18	特23-302877	株式会社 ヒューマンテックソリューション	清水 直樹
19	特23-303008	株式会社 ティーウイング	谷 秀幸
20	特23-303095	(Cat Hand project) 吉田 伸也	吉田 伸也
21	特23-303295	株式会社 シャンハイスタッフ	徐 嶢
22	特23-303315	株式会社 ソユーズ	牧野 春菜
23	特23-303369	株式会社 SDS	近藤 有紀
24	特23-303379	株式会社 櫻井	櫻井 一彦
25	特23-303674	有限会社 フロムイースト	布目 一夫
26	特23-303765	合資会社 双葉エンジニアリング	野々部 恵子
27	特23-303794	株式会社 アンビシャス	大岡 潤
28	特23-303841	株式会社 東海アシスタンス	金指 誠
29	特23-303843	株式会社 ISM	増田 洋一
30	特23-304148	野島尚樹(ワークサポート)	野島 尚樹
31	特23-304597	株式会社 n. b	野田 康彦
32	特23-304826	株式会社 ドライバープロデュース	小川 重男